

地方独立行政法人那覇市立病院 第5期中期目標

前文

那覇市立病院（以下「市立病院」という。）は昭和55年5月に開院し、平成20年4月の非公務員型地方独立行政法人への移行後も、その公的使命を達成すべく、本市及び地域の中核を担う急性期病院として、救急医療や小児・周産期医療等の質の高い医療を提供するとともに、地域がん診療連携拠点病院として地域全体のがん医療水準の向上に努め、また、地域医療支援病院として地域の医療機関等との機能分担や連携を推進し、さらには臨床研修指定病院として医師の育成に貢献してきた公立病院である。

1 運営面について

第4期中期目標期間初年度から新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）のパンデミック対応に努めた。市立病院の許可病床はすべて一般床であるが、新型コロナウイルス感染症重点医療機関として、即応病床を確保し、疑似症を含むコロナ入院患者を受け入れた。また、小児向け行政検査やコロナワクチン接種で協力体制を構築した。

令和6年度末の竣工を目指す新病院棟建設工事においては、発注方法の工夫等により費用縮減に努めたほか、コロナ禍の経験を踏まえ、感染症対応を強化する設計変更を行った。

一方、コロナ対応へのシフトや院内クラスターによる職員休業等により、外来診療は縮小、新規入院の受入停止を余儀なくされ、さらには救急診療の全面停止を経験することとなった。コロナ流行に伴う県内救急医療のひっ迫を受け、令和4年度に沖縄県より発令された「沖縄県医療非常事態宣言」は市民生活の維持にとって、救急医療提供体制が確保されること、ひいては地域医療が充実していることがいかに重要であるのか、多くの市民、県民が実感されたと思慮する。

第5期中期目標初年度である令和6年度は、現在の市立病院急病センターの前身である那覇市救急診療所が開設されてから50年の節目を迎える年となっている。本市が市立病院に求める最大の公的使命は救急医療の確保にあるが、今回のコロナ禍のような新興感染症への対応を含め、小児・周産期医療の維持や高度医療のさらなる充実と、市立病院に対する市民の期待は大きい。

少子高齢化等による人手不足や医師の働き方改革への対応、令和5年9月に新たに指定を受けた「紹介受診重点医療機関」に求められる「医療資源の重点的活用」、公立病院経営強化ガイドラインが求める公立病院の役割見直し対応と、様々な課題が市立病院を取り巻いているのも事実であるが、次の50年を見据え、新興感染症流行時にも強い救急医療提供体制の確保をはじめ、本市の地域医療を守っていくためには地域医療機関同士のさらなる連携や機能分化を推進していく必要がある。

地方独立行政法人としての自主性や機動性を発揮し、市立病院がその主導的役割を果たすことを期待する。

2 経営面について

コロナ禍による診療制限や看護師不足等による病床稼働率の低下により医業収支は急速に悪化し、令和4年度の医業収支比率は93.3%と、コロナ禍前の令和元年度まで3年連続で100%超を達成していた状況から一変し、10%近く低下した。

今後も、医師の働き方改革対応に伴う人件費増、さらにはエネルギーや物価高騰等によるランニングコストの増大等、原則として独立採算が求められる公営企業型地方独立行政法人にとって大変厳しい経営を強いられることが予想される。

加えて、第5期中期目標期間の最終年度となる令和9年度からの4年間には、新病院開院に伴う医療機器整備のために借り入れた病院事業債の元利償還が集中する。元利償還金は国の繰出基準に則り、2分の1額は本市が負担するが、残り2分の1額は市立病院自身の経営努力により捻出しなければならない。その費用負担に耐え、かつ、運転資金を確保していくためには医業収支の改善が急務であり、病床稼働率の回復や診療単価のさらなる向上を目指し、具体的な数値目標を設定する等、経営改善に全力で取り組み、安定的な経営を回復し、新病院開院後も市立病院としての公的使命を引き続き果たしていくことを求める。

中期目標の期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間とする。

中期目標

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市立病院としての役割の発揮

(1) 救急医療提供体制の維持・充実

地域医療に貢献するため、365日24時間救急医療提供体制の維持・充実に努めること。

① 二次救急

入院治療を必要とする患者の救急搬送受入に支障を来さぬよう、また、より高次の救急医療を提供できるよう、診療体制の維持・充実に努めること。

② 初期（一次）救急

地域医療機関と連携し、運営方法の工夫等を検討することにより、引き続き本市域の初期救急医療提供体制の維持に努めること。なお、コロナ禍での救急医療ひっ迫を踏まえ、また、医師の働き方改革に対応し、医師の負担軽減に資するよう、緊急性の低い軽症患者が自己都合で救急外来を受診する、いわゆるコンビニ受診の抑制等、救急医療の適正受診に向けた取組みを推進すること。

(2) 小児・周産期医療の確保

市民が安心して子どもを産み、育てられるよう、地域医療機関との連携に基づき、充実した小児・周産期医療を引き続き確保すること。

(3) 災害や新興感染症等の健康危機への対応

① 平時からの備えと発災後の対応

大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人材の育成に努め、物的資源を整備するとともに、不測の事態への備えとして、患者移送等について、他医療機関との連携、ネットワークづくりに取り組むこと。また、発災後においては、入院患者の安全確保及び被災患者の診療に努めること。

新病院について、地域災害拠点病院の指定を受けることを念頭に、計画的に物的資源の整備を進め、外国人被災患者についても考慮すること。

② 医療支援への取組み

大規模災害時や緊急時において、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣す

る等、医療救護活動の支援に努めること。

③ 保健所等との連携

那覇市保健所及び沖縄県等と連携し、既存の感染症への対応はもとより、新興感染症流行時における感染症即応病床の確保等、感染症対応に協力すること。

④ 感染症対応時における救急医療提供体制の確保

コロナ禍における県内救急医療のひっ迫、院内感染の拡大や職員休業等による市立病院急病センター全面停止の経験を踏まえ、感染症対応時においても救急医療提供体制を堅持できるよう、新病院の急病センターの運用方法等について、関係機関（那覇市医師会、市内救急告示病院等）との連携可能性について検討すること。

(4) 本市の施策との連携

① 保健・福祉行政との連携

疾病や介護の予防、健康づくりを推進するため、本市や関係機関と連携・協力して疾病予防対策等に協力すること。

② 地域包括ケアシステムの推進

入院患者が円滑に在宅医療へ移行できるための退院支援の強化を行う等、本市地域包括ケアシステムの推進に協力すること。

(5) 市民への情報の提供・発信

市民に対し、病院の診療機能・運営状況についての情報提供・発信に努めるとともに、医療に関する知識の普及啓発を推進すること。特に、病院ホームページ等における情報発信にあたっては、情報弱者への配慮について留意するとともに、多言語対応を推進すること。

(6) 外国人対応の充実

本市は沖縄の空と海の玄関口を擁し、また、多くの宿泊施設が集積していることから、外国人受診者の受入体制の充実に努めること。

2 診療機能の充実

(1) 高度医療の充実

① 専門性を持った医療人の確保及び育成

質の高い医療を提供し、地方独立行政法人としての公的使命を果たせるよう、医師、看護師等の医療スタッフの確保及び育成に努めること。

② 医療機器等の計画的な更新・整備

市立病院に求められる医療を持続的に提供できるよう、必要な医療機器及び施設設備について、費用対効果、地域医療機関との連携、医療需要及び医療技術の進展等から総合的に判断し、計画的に更新・整備すること。

特に、医療機器について、新病院開院に合わせて集中的に実施することから、後年度費用負担の平準化に留意すること。

(2) がん医療の充実

地域がん診療連携拠点病院として、外科的手術、放射線治療や化学療法等を組み合わせた集学的治療、血液がんに対する治療、緩和ケアの充実など、幅広いがん治療の提供体制を確保し、がん診療の地域連携協力体制を構築するとともに、がん患者及びその家族に対する相談支援やがん患者の社会復帰支援、情報提供等を行う等、がん医療の充実に努めること。

(3) 地域医療機関との機能分化、連携推進・強化

沖縄県地域医療構想を踏まえ、地域医療機関との機能分化を図ること。また、地域医療支援病院として、市民が急性期医療や高度医療を必要とするときに切れ目のない医療を提供できるよう、前方連携・後方連携の推進・強化に努めること。

(4) 医療スタッフ以外の人材の確保及び育成

医療相談員（MSW）や医師事務作業補助員、事務職、看護補助員等の医療スタッフ以外の人材について、医療スタッフの負担軽減を図るだけでなく、専門性を高め、病院経営の強化に貢献できるよう、また、高齢者の急性期医療需要増加を見据え、患者の心理的・社会的問題の解決や調整援助をより円滑に行えるよう、必要な人材の確保及び育成に努めること。

(5) 安全安心で質の高い医療の提供

① 患者中心の医療

常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重し、患者自らが受ける医療の内容に納得し、治療法を選択できるよう説明を行うとともに、相談・支援体制、セカンド・オピニオンについても、円滑な対応に努めること。

② 医療安全対策の徹底

医療安全の確保を図るため、院内の感染症対策及び医療事故防止対策を徹底すること。

③ 医療の標準化と最適な医療の提供

効率的かつ効果的な医療を提供できるよう、クリニカルパスを有効に活用すること。

3 患者サービスの向上

(1) 快適性及び利便性の向上

患者や来院者により快適な環境を提供するため、施設環境の改善に努めること。

また、利便性の向上を図るため、患者満足度調査等のモニタリングを通し、改善に努めること。

(2) 職員の接遇向上

患者や来院者に選ばれる病院、患者や来院者が満足する病院であり続けるため、職員の接遇向上に努めること。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 PDCA 等のマネジメントサイクルの確実な実践

地方独立行政法人制度の特長を活かし、自律性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行えるよう、業務運営体制を構築するため、職員の意識改革を推進し、継続的な業務改善への取組みを通し、PDCA 等のマネジメントサイクルの確実な実践に努めること。

2 院内連携の推進

(1) 多職種連携の推進

専門性を活かし、診療科間や医療部門と事務部門間の連携体制を強化し、組織力の向上に努めること。

(2) チーム医療の推進

医療環境の変化に対応し、疾病や患者の状態に応じた医療を提供するため、質の高いチーム医療を推進すること。

3 働きやすい職場環境づくり

安全衛生管理を徹底するとともに、職員のワークライフバランスに配慮した働きやすい職場環境づくりに努めること。

4 健全な業務運営

研修の実施等により、内部統制やコーポレートガバナンス、コンプライアンスに対する役員及び職員の意識を向上させ、健全な業務運営に努めること。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 経営機能の強化

診療報酬の改定や患者の動向を見極め、迅速に情報の収集及び分析をしたうえで、的確な対応を行うこと。

2 収益的収支の向上

病床稼働率の向上や適正な診療収入の確保に努め、収益確保を図ること。

3 弾力的な予算執行と費用節減

弾力的な予算執行により、効率的・効果的な事業運営に努めるとともに、費用の節減等を図ること。

4 経営の効率化

経常収支比率及び医業収支比率について数値目標を設定し、経営の効率化を図ること。

5 病院事業運営費負担金に関する事項

救急医療、小児・周産期医療等、病院事業運営費負担金の対象となる経費に係る収支状況等を分析し、その詳細を本市に情報提供すること。

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 市立病院建替に関する事項

事業主体として、引き続き新病院建設及び附帯施設整備に取り組むこと。また、総事業費の縮減に向けて留意すること。

なお、診療を継続しながらの建設となることから、患者の療養環境の確保に努めるとともに、新病院への移転及び診療開始の対応に留意すること。

2 デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進

電子カルテや医事会計システム等を含めた総合情報システムをはじめ情報通信技術 (ICT) の活用など、デジタル化への積極的な対応により、効率的かつ効果的な病院運営に努めること。

3 公立病院経営強化ガイドラインへの対応

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン(令和4年3月29日付総財準第72号総務省自治財政局長通知)(以下、「ガイドライン」という。))」により策定が求められている「経営強化プラン」で定めるべき事項について、市立病院の実情を踏まえつつ、市立病院が策定する第5期中期計画において、その対応に努めること。

ただし、中期目標は地方独立行政法人法第25条に基づく指示である一方、ガイドラインは地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言通知にすぎないことから、中期目標による指示事項が優先されるものであることに留意すること。

4 地域との協働

市立病院の知見を市民へ還元し、地域との協働の推進に努めること。